

基本方針Ⅲ ずっと支え合える体制づくり

基本方針Ⅲでは、「つながり続ける」を基本的な視点として、3つの取組の視点を定め、住民が抱えている困りごとに対して、住民同士で地域課題について話し合える、支え合える体制づくりに取り組みます。

地域にどのような人が暮らしていて、どのような困りごとがあるのか、自分の地域の現状を知り、住民同士が地域の課題に向き合い、地域活動の担い手が活動しやすい環境を整え、支え合い活動や見守り活動を推進し、その活動が継続できるよう取り組みます。

また、災害時には、地域の高齢者や障がい者など配慮を要する方々の避難や日常生活等を維持するための支援体制が必要となることから、日頃から地域防災にかかる支援体制づくりに取り組みます。

取組の主な対象

地域活動に参加された方・継続して地域とつながる方など

取組の視点 Ⅲ-1

▶ 参画の場を通して、住民同士が地域課題について話し合える

【取組7】 校区社会福祉協議会等の地域団体による地域福祉活動の推進

「地域共生社会」を実現していくためには、地域福祉について関心を持ってもらうことからさらに一歩進め、地域福祉活動に携わる人の裾野を広げ、地域力を高めていくことが重要です。そのためには、地域住民同士がお互いに顔が見える関係をつくることが求められるとともに、地域団体による継続的な活動が地域で広がっていくことが必要となります。

そこで、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域における様々な課題を地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として受け止め、地域

活動に参画し、「地域の力」で課題解決に取り組むことができるよう、校区社会福祉協議会が課題解決に向けて主体的に行動する計画である「校区社協行動計画」の見直しを進めるとともに、地域団体の活動への直接的な支援などを通して、住民主体の地域福祉活動の取組を推進します。

(主な事業や取組) 事業の実施主体「○」 連携・協力団体「◇」

事業名等	事業概要						
地域公民館活動の推進	地域公民館活動推進のため、各種研究会、研修会への参加及び支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○				○		町内自治会・隣近所
町内自治会活動への支援	町内自治会に対する財政支援や研修会などを実施するとともに、加入促進に取り組み、町内自治会活動の支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○				○		町内自治会・隣近所
校区自治協議会への支援	校区自治協議会の運営や課題解決に必要な事務的経費を補助し、役員研修会の開催による情報共有を通して、校区単位でのまちづくりの支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○				○		小学校区
校区社協行動計画の推進	これまで策定した、地域福祉活動の中心を担う校区社会福祉協議会の活動指針となる「校区社協行動計画」の見直しを推進する。計画は住民座談会や地域アンケート等を用いて見直しを行う。関係組織は、市社会福祉協議会を事業実施のコーディネーターとし、健康づくり推進課、各区役所（総務企画課、まちづくりセンター、福祉課、保健子ども課）、高齢者支援センターささえりあ、障がい者相談支援センターが参加。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	○	○	○	○	○	小学校区
地域支え合い型通所サービスの運営支援	介護保険の要支援1.2及び総合事業対象者を中心に実施する、住民主体の通いの場の運営及び送迎を実施する地域団体の支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○		○	○	○	○	日常生活圏域（地域包括ケア圏域）

事業名等	事業概要						
地域支え合い型移動支援サービスの運営支援	主に介護保険の要支援 1.2 及び総合事業対象者が通院や買い物等をする場合において、送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎を実施する地域団体の支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎		○	○	○	◎	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
地域支え合い型訪問サービスの運営支援	介護予防を目的とし、住民ボランティア等の地域住民が主体的に、主に介護保険の要支援 1.2 及び総合事業対象者に対し、居宅において生活援助等の多様な支援を実施する地域団体の支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎		○	○	○	◎	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
地域ケア計画	高齢者支援センターささえりあに配置した生活支援コーディネーターが中心となり、小学校区ごとに地域資源を整理したもの。地域ケア計画を基に地域包括支援センターと関係機関・地域団体との連携を進め、地域における高齢者の重層的な支援につなげる。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎		○	○	○	○	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
地域ケア会議の推進	各地域包括支援センターで自立支援型地域ケア会議を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎	○	○	○	○	○	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
子育て支援ネットワーク推進事業	各小学校区の子育て支援ネットワークに対して、各地区(校区)の特性に応じた「地域の子育て支援を考え、実践する仕組み」を作るために、各区役所保健こども課の保健師等が中心となって、地域コミュニティと連携しながら、各地域(校区)を支援していく活動を推進する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎		○	○	○	○	小学校区
まちづくり懇話会	区民の参画によって、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○		各区

事業名等	事業概要						
地域コミュニティづくり支援補助金	地域が自ら行う地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを財政的に支援する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○		町内自治会・隣近所
地域おこし協力隊活動事業	河内・芳野校区において「地域おこし協力隊制度」を活用することにより、地域の課題解決や活性化を図り、移住・定住の促進につなげていく。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○	○	町内自治会・隣近所
地域福祉推進シンポジウム	地域福祉に関係する各種団体、機関等及び興味を持つ市民を一堂に会し、住民主体の地域福祉活動の報告、有識者や地域福祉活動実践者等によるパネルディスカッション、また、地域福祉実践者に向けた研修会を開催し、地域福祉活動への理解促進、意識醸成を推進する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	◎	○	○	○		市内全域



校区社会福祉協議会行動計画の推進
～ 託麻原校区社会福祉協議会における計画の見直し ～

本市では、校区社会福祉協議会の活動指針となる「校区社会福祉協議会行動計画」を全95校区で策定するよう取組を進めており、令和5年度(2023年度)末時点で87校区が策定しています。

このうち、託麻原校区社会福祉協議会では、令和元年度(2019年度)に策定した計画を更新するにあたり、地域住民や関係機関が座談会に参加し、高齢者の体力作りや、サロンの輪を広げるなどの意見を出し合い、現状に即した計画となるよう検討が行われました。

今後も、各校区社会福祉協議会の活動が継続的に地域の中で広がっていくよう、市社会福祉協議会が支援を行っていきます。



行動計画推進に向けた住民座談会の風景

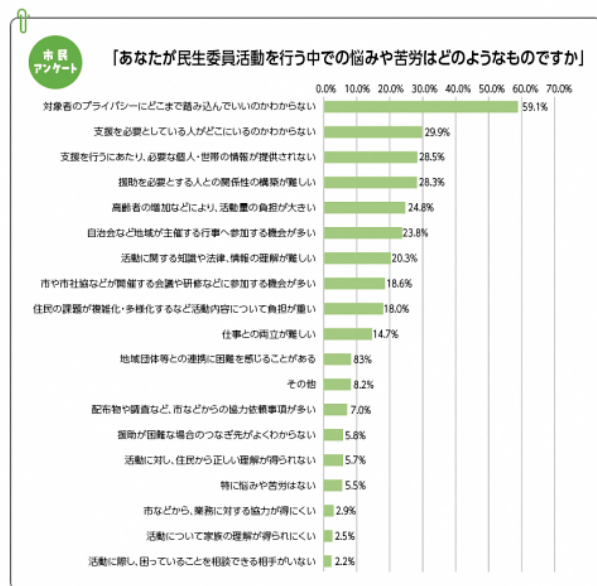
取組の視点 Ⅲ-2

▶ 活動しやすい環境を整え、つながりと支え合いが継続する

【取組8】 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員をはじめとした地域活動の担い手の不足が深刻化する中、社会環境の変化に伴い、ヤングケアラーや8050問題など、地域における課題の複雑化・複合化も進展しており、担い手の負担はますます増加しています。

このままでは、さらなる担い手不足の深刻化や支援者の支援疲れなどが懸念されることから、地域活動の「支え手」を支援する、「支援者支援」の視点に立った取組が必要になります。そこで、地域住民の最も身近な相談相手であり、地域活動の中核を担う民生委員・児童委員の活動環境を整えるため、活動に要する経費の支給や、負担軽減、担い手不足解消等についての継続的な協議の実施、民生委員協力員制度創設に向けた検討を通して、持続可能な地域活動の実現を目指します。



出典:第5次計画 策定アンケート調査結果

(主な事業や取組) 事業の実施主体「○」連携・協力団体「◇」

事業名等	事業概要						
民生委員の活動支援	民生委員・児童委員活動に要する経費を支給。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○		○				市内全域
民生委員協議会助成	民生委員児童委員協議会に対する事業費等の補助を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○		○				小学校区
民生委員制度の地域への説明会	推薦準備会前などの時期に、各地域にて民生委員制度について説明を行い、町内自治会を始め各地域団体へ、民生委員活動や候補者の推薦等の協力を依頼する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○		○				小学校区
市、市社会福祉協議会、市民児協三者協議	民生委員・児童委員の負担軽減、担い手不足解消等についての協議を実施。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	○	○				市内全域
民生委員協力員等による活動支援	民生委員・児童委員の活動をサポートし、民生委員・児童委員の負担軽減・担い手育成を推進するため、民生委員協力員制度の導入や現行の民生委員制度の見直し等について検討を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○		○				町内自治会・隣近所

民生委員協力員等による活動支援

民生委員協力員は、民生委員・児童委員の活動を補助し、民生委員・児童委員活動の負担軽減を行うとともに、将来の民生委員・児童委員の担い手育成を図る制度です。

民生委員・児童委員の充足率は減少傾向にあり、民生委員・児童委員の成り手不足解消、負担軽減への取組が必要です。

本市でも、民生委員協力員制度の導入を検討するとともに、定年制度等の現行制度の検証と見直しについても検討を行い、民生委員・児童委員の負担軽減、担い手確保を推進します。

【民生委員協力員活動例】

- 地域の見守り活動の分担、訪問同行
- 子育てサークルやサロンの運営協力
- あいさつ運動等の地域行事への協力



【取組9】 地域団体等の情報共有や相互啓発の推進

地域における様々な課題を「我が事」として受け止め、地域活動に参画した人々が、負担なく活動を継続し、主体的に地域の課題を解決していくため、使途が限定された公的財源の支援のみならず、「熊本市市民公益活動支援基金」など、全般的な地域福祉活動に活用できる財源について、これまで以上に活用されるよう周知を行うとともに、それぞれの地域特性に応じた取組に対して補助を行うまちづくり分野の制度の活用について、地域団体等への情報提供を行います。あわせて、地域団体が行う活動や優良事例について情報発信を行い、相互啓発を推進します。

(主な事業や取組) 事業の実施主体「○」連携・協力団体「□」

事業名等	事業概要					
まちづくり地域優良事例集の作成	各区の地域住民や地域団体を取り組んできた、様々なまちづくりの取組について紹介する事例集を作成し、本市ホームページで紹介する。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「□」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○			○	○	小学校区
まちづくり推進事業	まちづくりに資する広報や地域担当職員の研修を実施する。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「□」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	市内全域
熊本市市民公益活動支援基金	市内外からの寄附を財源として、公益的な活動に対して助成する制度。団体からの助成申請に基づき、基金運営委員会が審査（書類審査・プレゼンテーション審査）をして、熊本市が助成決定する。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「□」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	市内全域

事業名等	事業概要					
市民公益活動の推進	市民活動支援センター・あいばーとを拠点としたボランティア等の活動への支援や活動保険の適用等でボランティア活動者の裾野を広げる。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「□」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	○
						市内全域
市民公益活動支援基金	市民や事業者からの寄附を基金に積立て、それを財源として市民公益活動への助成を行い、市民公益活動の推進を図る。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「□」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	○
						市内全域
熊本各地区保護司会活動支援	社会奉仕の精神を基調として、罪を犯した者の改善と更生を支援するとともに犯罪予防の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉と安定に寄与することを目的として、防犯、非行防止等の浄化活動に対する協力・援助や犯罪をなくし、社会を明るくする運動の展開、保護司の資質を高めるための研修等を行っている。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「□」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○	○	○	○	○	○
						市内全域
校区青少年健全育成助成	地域と行政が協働し心豊かでたくましい「生きる力」を備えた青少年の育成を図るため、地域での青少年健全育成活動を支援する。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「□」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	○
						小学校区
校区社会福祉協議会活動支援	市内に95団体ある校区社会福祉協議会の基礎的な活動にかかる経費について支援を行う。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「□」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○			○		
						小学校区
高齢者見守り事業	高齢者の実態把握を、高齢者支援センターささえあいと民生委員・児童委員等との協働により実施している。高齢者の実態の更なる把握を進めるとともに、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行い、支援が必要な高齢者に対して適切なサービスにつなげていく。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「□」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○	○	○	○	○	○
						小学校区
老人クラブ団体助成	年間9ヶ月以上（新規結成クラブは6ヶ月）の活動実績がある、概ね30人以上の会員を有する老人クラブに対し助成を行う。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「□」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	
						町内自治会・隣近所

事業名等	事業概要					
生活支援体制整備事業	各高齢者支援センターささきりに生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、主に資源開発やネットワーク構築を図る。					
	事業の実施主体「◎」		連携・協力団体「○」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎	○	○	○	○	○
	日常生活圏域（地域包括ケア圏域）					
地域支援員	平成 30 年度（2018 年度）から地域で生活する障がい者が住み慣れた地域で安心・安全に地域生活を継続していくために、地域の関係機関や多様な社会資源との連携による障がい者の地域生活支援体制を構築するための各種取組みを実施し、支援体制の充実・強化を図る職員。					
	事業の実施主体「◎」		連携・協力団体「○」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					
	市内全域					
結婚・子育て応援団体の情報発信	子育てサークル等の地域団体が実施するイベント等の情報を発信することで、地域団体の活動をサポートする。					
	事業の実施主体「◎」		連携・協力団体「○」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	
	市内全域					
子育て支援活動等の助成	子育てや児童を支援する活動、こども食堂の運営やフードバンク活動を行う団体等に対し、活動資金の一部を助成する。					
	事業の実施主体「◎」		連携・協力団体「○」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	
	市内全域					
子育て支援情報の提供	「結婚・子育て応援サイト」ホームページの運用や、「満1歳おめでとうカード」を満1歳時に送るなど、適切な時期に必要な情報提供を実施する。					
	事業の実施主体「◎」		連携・協力団体「○」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					
	市内全域					
こんには赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を専門職が訪問し、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに、乳児を健やかに育成できる環境整備を図る。					
	事業の実施主体「◎」		連携・協力団体「○」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎		○		○	
	市内全域					

事業名等	事業概要					
子育て応援アプリ	親子（母子）手帳の内容記録や予防接種スケジュール管理、医療機関や子育て支援施設検索、相談やイベント予約が可能なアプリを導入する。アプリを通じて年齢や居住地域に連した情報をプッシュ型で発信する。					
	事業の実施主体「◎」		連携・協力団体「○」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					
	市内全域					
市 LINE を活用した地域活動の情報発信	市 LINE で地域団体等の活動について情報を発信。					
	事業の実施主体「◎」		連携・協力団体「○」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	
	町内自治会・隣近所					
いきいき市民福祉基金助成事業	在宅福祉の充実、高齢者の保健福祉の増進、障がい者の社会参加と自立促進、ボランティア活動の促進、児童福祉の向上、その他、地域福祉の推進に寄与する事業で、民間団体等が実施する対象事業へ助成することで自主的な福祉活動を促進する。					
	事業の実施主体「◎」		連携・協力団体「○」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○	◎				
	市内全域					



市民公益活動支援基金

これからのまちづくりの一翼を担うNPOやボランティア団体等の皆様が行う市民公益活動を応援するための、資金支援の仕組みとして平成24年度に創設しました。市民公益活動(※)を担う団体の皆様の自主性、自立性を尊重した上で、より一層の活動の推進を図るため、市民の皆様、事業者の方々からの寄附によりこの基金は運用されます。

また、若い世代のボランティア等への関心の高まりを背景に、若い世代の考える市民公益活動の実践の機会を設けることで、活動を実践する若い世代及びそれを支える周囲の人々の市民公益活動への関心を高めるため、基金の設置10周年を迎えた令和4年度から、小・中学生や高校・大学生等を対象とした「こども・学生ボランティア助成」を実施しています。

(※)市民公益活動とは

公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動をいいます。
(営利、宗教、政治活動は含まれません)



事業実施風景



事業実施風景(こども・学生枠)

【取組10】身近な相談窓口や相談支援機関の整備

民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会等が把握した個人や地域の課題のうち、地域のみでは解決が困難な課題については、課題に応じた適切な支援先へ引継ぐとともに、その後も連携した支援を行う必要があることから、高齢者分野、障がい者分野、こども・子育て分野等、それぞれの分野ごとの相談窓口や相談支援機関の整備を推進します。

(主な事業や取組) 事業の実施主体「◎」連携・協力団体「○」

事業名等	事業概要						
外国人受入環境整備事業	外国人に対し、受入れ環境の整備を行うことにより、多文化共生社会の実現に資することを目的とし、行政・生活全般の情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口として「熊本市外国人総合相談プラザ」を設置。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○		市内全域
熊本市消費者センター	商品やサービス等についての相談や苦情など、消費生活に関する様々な相談を受け付ける。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者等からの暴力(DV)の被害者保護に向けた相談支援体制の強化及び関係機関等との連携を促進する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○		市内全域
福祉有償運送	高齢者や障がいのある方など、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、運営協議会が認めたNPO法人等が、自家用自動車を使用して有料の輸送サービスを行う。(利用目的は自由) 本市は事業者の新規登録・更新・変更登録、実績報告等にかかる事務及び熊本連携中核都市圏福祉有償運送運営協議会の運営(事務局)を実施する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○		市内全域
住居確保給付金	離職中で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住み家を持っている方、または失うおそれのある方を対象として、原則3ヶ月間(状況に応じて最長6か月延長可能)、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
学習支援事業	親から子への「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護世帯の子ども(中学生)を中心に学習支援を行い、高校進学及び中退防止に向けた支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域

事業名等	事業概要					
学習支援事業	親から子への「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護世帯の子ども（中学生）を中心に学習支援を行い、高校進学及び中退防止に向けた支援を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
生活困窮者自立相談支援事業	「熊本市生活自立支援センター」を設置し、生活困窮者が抱える多岐にわたる問題について、生活困窮者本人及びその家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、関係機関との連絡調整を行い、必要に応じて生活困窮者の支援プランを作成した上で、プランに沿った包括的な支援を計画的に行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎	○			○	市内全域
就労準備支援事業	就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための指導・ボランティア等を行うことで、日常・社会生活自立のための訓練を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
家計改善支援事業	家計収支等に関する課題分析をし、相談者の状況に応じた支援計画を作成する。また、法テラス等の関係機関の案内・手続きの支援や貸付の斡旋を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
地域居住支援事業	保証人がいないことで賃貸借契約ができない恐れがある生活困窮者を対象として、公営住宅のほか、既存の民間賃貸住宅への受け入れを促進するとともに、住み替え前後での社会資源へのつなぎ、市社会福祉協議会が実施する「住宅確保要配慮者支援事業」（保証人代行事業）へのつなぎや住み替え後の訪問等による定着支援まで、住み替えにかかる包括的な支援を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎	○				市内全域
高齢者権利擁護事業	本市と熊本県高齢者・障害者虐待専門チームとの間で業務委託契約を結び、高齢者支援センターささきよりあや区福祉課等が虐待対応を行う際に専門的な助言をもらう。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					日常生活圏域（地域包括ケア圏域）
認知症コールセンター	コールセンターの設置や相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種相談に応じるとともに、関係機関が行う支援へ適切につなぐ。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	市内全域

事業名等	事業概要					
高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業・安心支援事業・生活援助事業（（特）地域自立生活支援事業（高齢福祉課））	市営団地等の高齢者ケア付住宅への生活援助員の派遣や緊急通報装置の貸与、ケガ等で一時的に生活援助が必要な高齢者へのヘルパー派遣等を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
高齢者権利擁護事業	高齢者虐待問題に適切に対応することで、高齢者の権利や利益を擁護する。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
おでかけ IC カード	市内を運行する路線バス、電車（JR 除く）、市電について、障がい者は 1 割、高齢者は 2 割の負担で利用することができる。※通勤・通学には利用不可。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
緊急通報システム	独居高齢者等で、見守りの必要があると認められる方について、自宅等に通報システムを設置し、緊急時にボタンを押すことで緊急通報センターにつながり緊急対応を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
障がい者福祉タクシー利用券	重度障がい者の生活拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する障がい者福祉タクシー利用券を交付する。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
障がい者燃料費助成券	一人で外出ができず、おでかけ IC カード、障がい者福祉タクシー利用券の利用ができない重度障がい者の社会参加を促進するため、家族が使用する自家用車の燃料費の一部を助成する障がい者燃料費助成券を交付する。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
成年後見制度利用支援事業助成	知的及び精神障がい者に対し、成年後見制度利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
障がい者相談員の設置	本市が委嘱した相談員が各地域の身体障がい者及び知的障がい者の相談に応じ、必要な助言・支援を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域

事業名等	事業概要					
障がい者虐待防止センター (障がい者虐待防止対策支援事業)	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、市町村障がい者虐待防止センターを設置し、地域における関係機関等との協働体制の整備や支援体制の強化を図る。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
視覚障がい者への支援	障がい者の自立と社会参加を促進するため、中途失明者の社会復帰訓練等、視覚障がい者を対象に日常生活に必要な訓練・指導を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
障がい者福祉相談所	身体及び知的に障がいのある方に、身体障害者手帳や療育手帳の交付等に関して専門的な立場からの支援を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
ひきこもり支援センター	ひきこもり本人、家族等からの電話・来所等による相談に応じるとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行っている。その他、他の関係機関との連携やリーフレット等による情報発信を行っている。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎		○		○	市内全域
こころの健康センター	市民のこころの健康についての相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進、各関係機関への技術支援等を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎		○		○	市内全域
こどもの権利サポートセンター	学校内外を問わず、こどもの権利に係る相談を受け、事案の解決に向けた対応を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎		○		○	市内全域
産前・産後ホームヘルプサービス事業	妊娠中及び出産後の体調不良等や多胎出産で家事や育児を行うことが困難な家庭に、ホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	市内全域

事業名等	事業概要					
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学中、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立促進を図る。(市社会福祉協議会が実施)					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎	◎				市内全域
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の経済的自立と生活の安定、児童福祉の向上を図るため各種資金の貸付を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
若者・ヤングケアラー支援センター	若者(18歳から39歳までの方)やヤングケアラーから電話・メール等でさまざまな相談を受け付け、必要に応じて助言、情報の提供、専門機関を紹介するほか、同行支援や訪問相談も行う。また、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、相談支援体制の整備や関係機関との連携強化を図る。その他、若者等が安心して過ごすことができる居場所の提供を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
妊娠相談支援体制強化事業	性や妊娠に関する正しい知識の普及を図るとともに、予期せぬ妊娠に悩む方等に対し、伴走型支援を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
こども発達支援センター	0歳から18歳までのこどもの発達に関するさまざまな相談に応じ、発達に遅れや障がいのあるこども、またはその疑いのあるこどもの成長を手助けするため、個々の発達に応じた適切な支援や助言を行いながら、保護者の子育てに対する不安や悩みを一緒に考え援助を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
発達障がい者支援センター	関係機関等と連携し、発達障がいのある方々に対して相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発や研修活動を行う。また、発達障がい者地域支援マネージャーによる地域支援機能の強化を図るとともに困難事例への支援を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	市内全域

事業名等	事業概要						
児童相談所	こどもの健全な成長を図って、こどもの虐待・生活の乱れ等の問題の解決に向けて一緒に考えていく専門の相談機関。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
ふれあい収集	ごみを収集場所まで出すことが困難な世帯に対する支援として、ごみを玄関前まで収集に伺う。対象要件に該当する方に限る。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
買い物弱者支援事業	平成30年度(2018年度)に買い物弱者の利便性向上に資する取組み状況(実施主体・実施手法等)を調査し、地域における買い物手段・手法の“ガイドブック(手引き)”を作成。令和元年度(2019年度)に同ガイドブック「お買い物サポート便利帳」の配布を実施。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
Safianet(セーフライン)あんしん 住み替え相談窓口	民間賃貸住宅への入居を拒まれるなど、居住に課題を抱える方の住み替えについて、熊本市居住支援協議会にて電話相談窓口の設置や相談会を実施。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○		市内全域
住宅セーフティネットに関わる民間 住宅の登録促進	セーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅)の登録を促進する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○		市内全域
市営住宅の供給	計画的な整備や入居管理の適正化を行い、真に住宅に困窮する世帯へ住宅を供給する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
まちづくりセンタ-	地域の相談窓口としてまちづくりに関する相談受付及び関係部署等への取次ぎを行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						町内自治会・隣近所

若者・ヤングケアラー支援センター

若者・ヤングケアラー支援センターでは、専門の相談支援員が若者やヤングケアラーに関する様々な相談をお伺いし、その内容に応じて適切な支援機関に繋げるほか、同行支援や訪問相談といった積極的なアウトリーチ型の相談支援に新たに取り組み、若者やヤングケアラーが抱える課題の早期発見、早期解決を支援します。

また、若者やヤングケアラーが気軽に立ち寄れ、安心して自分の時間が過ごせる居場所も提供します。



若者・ヤングケアラー支援センター



居場所

取組の視点Ⅲ-3

▶ 災害の教訓を踏まえ、普段から支え合う体制を整える

【取組11】 災害訓練の実施等による地域の防災力の向上

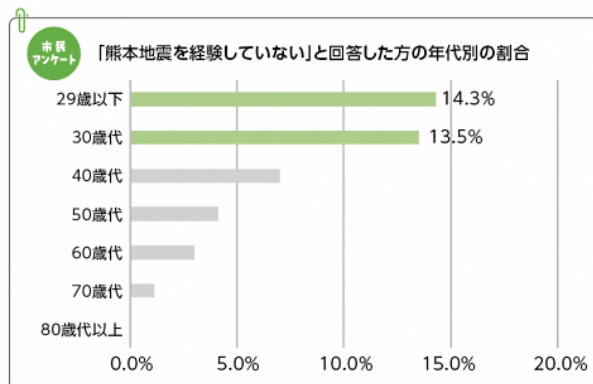
平成28年熊本地震では、最大11万人に及ぶ市民が避難し、支援や配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦等を含む多くの方が不自由な避難所生活を余儀なくされ、災害規模の大きさから、「公助」の限界が露呈しました。

また、行政による「公助」だけではなく、市民同士の支え合いやボ

ランティアの方々などによる避難所運営支援、被災者の生活支援活動など、「自助」・「共助」の大切さを改めて認識するとともに、地域が持つ力・市民一人ひとりが持つ力の大きさと重要性を実感する契機となりました。

しかしながら、その後のコロナ禍において、熊本地震の経験から自然発生的に生じた地域の支え合いの意識が希薄化し、さらに30歳代以下の年代においては熊本地震を経験していない方が1割を超えてきている状況です。

近年は気候変動の影響等もあり、大規模な自然災害の発生が繰り返されていることから、今一度災害の教訓を振り返り、地域における日頃からの災害訓練や地域版ハザードマップの作成、イベント等での災害に関する情報提供・啓発等を行い、地域における防災力を向上させ、災害への備えをきっかけとした地域の関係性の再構築に取り組みます。



出典:第5次計画 策定アンケート調査結果

(主な事業や取組) 事業の実施主体「◎」連携・協力団体「○」

事業名等	事業概要						
校区防災連絡会の開催支援	校区防災連絡会の設立、会議開催等の支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○	○	小学校区
避難所運営委員会の設立推進・開催支援	避難所運営委員会の設立促進や会議開催等の支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○	○	小学校区
地域版ハザードマップの作成	地域住民が災害を自分自身の問題ととらえ、災害発生や避難の視点から地域（町内）の問題点の検証を行い、住民のつながりや地域防災力を高めるための地域版ハザードマップを作成する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○				◎	◎	町内自治会・隣近所
地域防災リーダーの育成	地域で防災士を養成するため、防災士養成講座を開催するとともに、防災士資格取得後のフォローアップ研修を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
避難所運営委員会への活動支援	避難所運営委員会による避難所開設運営マニュアルの作成を促進するため、取組項目に応じて助成を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○	○	小学校区
災害ボランティアセンター	災害時に市からの依頼により設置し、災害ボランティアの受け入れ・マッチングを行い、（ニーズに応じた）日常生活復旧へ被災者支援活動等を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎	◎			○	○	市内全域
災害時に備えた啓発	イベント等において「災害時の口腔ケアコーナー」等を設置し、水がない時の口腔ケア方法や災害の備えについて情報提供を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○		市内全域

事業名等	事業概要					
防災組織（校区防災連絡会、自主防災クラブ等）による防災訓練の啓発・支援	防災訓練や啓発活動等を通じ、防災情報の紹介や避難行動について住民に周知する。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	○
	主な活動の単位					
	小学校区					

避難所運営委員会

指定避難所ごとに設置するもので、平時から避難所運営のルールづくり(避難所開設・運営マニュアルの作成)等を行い、災害時に避難所の開設・運営を担当します。

構成員は地域団体、施設管理者(学校長や代表者)、市職員(避難所担当職員)等です。主な活動内容として、避難所運営委員会の組織、活動班の決定(委員長、副委員長、総務班、福祉班等)、避難所開設・運営マニュアルの作成・修正、近隣にある地域の避難場所や屋外(車中)避難者、在宅避難者等の情報収集、物資の供給等を行うこととしています。

平時から顔が見える関係を作っておくことで、災害時にも円滑に避難所の開設・運営を行うことを目的としています。



避難所での受付



避難所内のレイアウト検討

【取組12】要配慮者への災害時支援体制の充実

災害に見舞われたとき、最も危険にさらされるのは、高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な「要配慮者」です。また、外国人に対しては、情報発信などの適切な配慮を行えるような支援の充実も課題となっています。

日頃から地域の交流・連帯感を深め、住民同士の助け合いを促すとともに、「避難行動要支援者名簿」の区役所等への配備や、災害時に円滑な避難行動を促すための「防災無線」等による災害情報の発信、「福祉避難所」についての理解促進のための広報・周知を推進することで、要配慮者への災害時支援体制の充実に取り組みます。

(主な事業や取組) 事業の実施主体「◎」連携・協力団体「○」

事業名等	事業概要					
災害時外国人支援システム（K-SAFE）	在住外国人・訪日外国人の事前登録者に対して、ホームページやメールでの多言語による災害支援情報の配信等を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	
	市内全域					
エリアメールによる緊急情報の配信	本市域を対象として発令する緊急情報を、通信キャリアよりスマートフォン等に配信する。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					
	市内全域					
防災基本条例の推進	避難行動要支援者に対し、外部提供にかかる同意確認を行うとともに、優先度が高いと考えられる対象者に対しては福祉専門職の参画により個別避難計画の作成を推進する。また、地域及び福祉専門職への説明会等を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎	○	○	○	○	○
	市内全域					
避難行動要支援者制度	本市地域防災計画に定める要件に該当し、発災時等の避難に支援を要すると認められる方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、その外部提供に同意のある方の情報を平時から避難支援等関係者へ提供するとともに、災害時にどのような避難行動を取るのかを記載した個別避難計画の作成を推進することにより、平時時の見守り体制の充実と実効性のある災害時の避難支援体制づくりを行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎	◎	○	○	○	○
	市内全域					

事業名等	事業概要						
防災行政無線の整備及び緊急告知ラジオの頒布による情報発信	避難情報、避難場所の開設状況等を防災行政無線及び緊急告知ラジオで発信する。緊急告知ラジオは有償配布。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
福祉避難所	災害発生時、特に配慮を要し、通常の避難所での避難生活が困難な者が避難生活を送ることができるように、障がい者福祉施設や高齢者福祉施設と協定を締結し、避難環境の整備を行う。 ※福祉避難所への避難にあたっては、市職員による判定が必要。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎	○			○		小学校区

事業名等	事業概要						
福祉子ども避難所	指定避難所等での生活が困難と判断される障がい児等とその家族を滞在させることを想定し、福祉避難所の一環として本市が定めたもので、災害対策基本法に定める災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、事前に協定を締結した本市内にある特別支援学校内に設置する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○		市内全域

避難行動要支援者制度

防災時等における要配慮者の避難行動に対する支援に関する取組として、本市では令和6年度まで、「避難行動要支援者名簿」と「災害時要援護者避難支援制度」の2つがありました。

令和7年度から、「災害時要援護者避難支援制度」への登録者を「避難行動要支援者名簿」の掲載対象者に含める形で、2つの取組を一本化し、分かりやすく実効性のあるものとするともに、発災時に要配慮者がどのような避難行動を取るのかをあらかじめ決めておく「個別避難計画」の作成を推進することとしています。

平常時からの名簿情報の外部提供については、避難行動要支援者名簿に掲載された方の情報（氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、避難支援等を必要とする事由など）については、ご本人の同意が得られた場合に限り、平常時から避難支援等関係者に提供します。なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿に掲載された全ての方について、掲載情報を避難支援等関係者へ提供します。

個別避難計画とは、避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、「避難するときどのような配慮が必要となるか」「誰が支援するか」「どこに避難するか」などを記載した発災時の避難行動計画のことです。

個別避難計画は、ご本人の意思（同意）により作成するものであり、必ず作成しなければならないものではありません。また、発災時には、避難支援等実施者にも、まずご自身やご家族の安全確保を最優先にさせていただく必要があり、避難支援等をする方に対して法的な義務や責任が発生するものでもありません。

個別避難計画の作成を通じて、平常時からご家族や地域の関係者等と発災時の避難行動について自ら、そして一緒に考え、そのうえで作成した個別避難計画を共有しておくことは、災害対応の意識の醸成につながるとともに、避難支援の実効性をより高めることが期待されます。

実効性の高い避難支援体制づくりのため、可能な範囲で個別避難計画の作成に取り組んでいきましょう。

【基本方針Ⅲの成果指標】

成果指標	基準値 令和5年度	目標値 令和9年度	目標値 令和13年度	成果指標	基準値 令和5年度	目標値 令和9年度	目標値 令和13年度
民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率	89.5%	100%	100%	支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合	43.5%	54.9%	70.0%